5　法第十条第八項第一号イ(1)に規定する政令で定めるものは、同号イ(1)に規定する費用で次に掲げるものとする。

一　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費

二　他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。第七項第二号において同じ。）に委託をして試験研究を行う当該個人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

三　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第一項の規定により賦課される費用

第五条の三第六項中「第十条第七項第一号」を「第十条第八項第一号イ(2)」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　法第十条第八項第一号イ(2)に規定する政令で定めるものは、同号イ(2)に規定する費用で次に掲げるものとする。

一　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

二　他の者に委託をして試験研究を行う当該個人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（前号に規定する原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

第五条の三第八項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に、「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、「第十条の二第三項」及び「、第十条の五の二第三項及び第四項」を削り、「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで」に改め、同条第十六項中「第十二項第二号、第十四項」を「第十三項第二号、第十四項第二号、第十五項第二号、第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第三項」を「第四項」に改め、「これらの規定に規定する」を削り、同項第一号中「場合には、」の下に「被相続人の」を加え、「被相続人（包括遺贈者を含む。以下この項において同じ。）の売上金額は」を「売上金額は当該個人の」に改め、「当該個人の」を削り、同項第二号中「場合には、」の下に「被相続人の」を加え、「被相続人の」を削り、「ついては、」の下に「被相続人の」を、「金額は」の下に「当該個人の」を加え、「当該個人の」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十条第七項第八号」を「第十条第八項第八号」に改め、「（同号に規定する売上金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項中「第三項」を「第四項」に改め、「これらの規定に規定する」を削り、「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に、「この項、第十四項及び第十五項」を「この条」に、「同条第七項第三号」を「法第十条第八項第三号」に、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項」を「同項第一号」に、「この項において」を「この項及び第十五項において」に改め、同項第一号中「次号」を「以下この条」に改め、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項第二号中「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の三項を加える。

14　法第十条第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を同条第八項第五号の二に規定する令和元年（以下この項及び次項において「令和元年」という。）以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同号に規定する基準年比売上金額減少割合（第十六項において「基準年比売上金額減少割合」という。）の計算における同号に規定する令和元年分（以下この項及び次項において「令和元年分」という。）の同号の売上金額（同号に定める売上金額をいう。以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）については、次に定めるところによる。

一　当該個人が令和元年から適用年の前年までの各年のうちのいずれかの年において当該事業を承継した者である場合には、被相続人の令和元年分の売上金額に、当該事業を承継した日から適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は、当該個人の令和元年分の売上金額とする。

15　法第十条第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を令和元年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同条第八項第五号の三に規定する基準年試験研究費の額の計算における令和元年分の同号の試験研究費の額については、次に定めるところによる。

一　当該個人が令和元年から適用年の前年までの各年のうちのいずれかの年において当該事業を承継した者である場合には、被相続人の令和元年分の試験研究費の額は、当該個人の令和元年分の試験研究費の額とする。

二　当該個人が適用年において当該事業を承継した者である場合には、被相続人の令和元年分の試験研究費の額に、当該事業を承継した日から適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は、当該個人の令和元年分の試験研究費の額とする。

16　法第十条第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする個人が令和二年以後に事業所得を生ずべき事業を開始した場合（第十四項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該個人の基準年比売上金額減少割合は、零とする。

第五条の三第十一項中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に改め、同項第一号中「第六号及び第十二号」を「第七号及び第十四号」に、「第十条第一項」を「第十条第八項第一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第五号」に、「第七号から第十号まで」を「第八号から第十二号まで」に改め、同項第三号中「前項第五号」を「前項第六号」に、「第七項第一号ハ」を「第五項第三号」に改め、同項第四号中「前項第十一号」を「前項第十三号」に、「第十条第七項第一号に規定する試験研究費」を「第十条第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十条第七項第七号に規定する政令」を「第十条第八項第七号に規定する政令」に改め、同項第二号中「当該費用」の下に「の額」を加え、同項第三号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、「当該費用」の下に「の額」を加え、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「新事業開拓事業者等」の下に「、成果活用促進事業者」を加え、「の額を負担する」を「を負担する」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この号及び次号において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「の額を負担する」を「を負担する」に改め、同号イ中「イ及び次号イ」を「以下第十二号まで」に改め、同号ロ中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に、「ロ及び次号ロ」を「以下第十二号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（当該成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当するものに限る。）で、当該成果活用促進事業者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該成果活用促進事業者が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該成果活用促進事業者に委託する試験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該成果活用促進事業者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該成果活用促進事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。